○国土交通省告示第千一号

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）第七条の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示

自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示（平成十三年国土交通省告示第千二百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）（以下「様式省令」という。）第七条第一項の規格並びに同項及び同条第二項の記録方式並びに同条第一項及び第二項の書面並びに同条第三項のラベルへの記載事項等を次のとおり定める。	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）（以下「様式省令」という。）第七条第一項及び第二項の記録方式並びに同項の書面及び同条第四項の書面への記載事項等を次のとおり定める。
第１　様式省令第７条第１項に定める光ディスクの規格 光ディスクの規格は産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ6283に適合する情報交換用120㎜リライタブル光ディスク又はＸ6248に適合する120㎜ＤＶＤリレコーダブルディスクによる。	（新設）
第２　様式省令第７条第１項に定める光ディスクへの記録方式 １　光ディスクのファイル構成等 ⑴　光ディスクのトラックフォーマットは、日本産業規格Ｘ6283又はＸ6248による。	第１　様式省令第７条第１項に定める光ディスクへの記録方式 １　光ディスクのファイル構成等 ⑴　光ディスクのトラックフォーマットは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ6283による。
⑵　ボリューム及びファイル構成は、日本産業規格Ｘ0606又はＸ6237による。	⑵　ボリューム及びファイル構成は、日本産業規格Ｘ0606による。
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
２　ファイルへの記録事項及び記録方法等	２　ファイルへの記録事項及び記録方法等
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　個別申請データファイルへの記録事項及び記録方法	⑷　個別申請データファイルへの記録事項及び記録方法
①　（略）	①　（略）
②　様式省令第７条第１項第１号に掲げる申請及び同条同項第２号に掲げる申請で当該号に定める第一号様式によるものにあっては、別表第４に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。	②　新規登録、変更登録、移転登録若しくは新規検査に係る申請又は変更登録若しくは移転登録と同時にする自動車検査証の変更記録の申請にあっては、別表第４に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。
③　様式省令第７条第１項第２号に掲げる申請で当該号に定める第二号様式又は第十号様式によるものにあっては、別表第５に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。	（新設）
④　様式省令第７条第１項第３号に掲げる申請にあっては、別表第６に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。	③　永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録に係る申請にあっては、別表第５に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。
⑤・⑥　（略）	④・⑤　（略）
⑸　（略）	⑸　（略）
第３　様式省令第７条第１項に定める書面への記載事項等 １　記載事項及び形式 ⑴　様式省令第７条第１項に定める書面（以下第３において「申請一覧」という。）には、次の事項を記載する。 ①～⑤　（略） ⑵～⑷　（略）	第２　様式省令第７条第１項に定める書面への記載事項等 １　記載事項及び形式 ⑴　様式省令第７条第１項に定める書面（以下第２において「申請一覧」という。）には、次の事項を記載する。 ①～⑤　（略） ⑵～⑷　（略）